

## 7 農林水産業関係

### ア 農業・農産物等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
麦の価格政策等 (農林水産省)	今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」(平成10年5月29日省議決定)を踏まえ、逐次施策の具体化を図り、必要な措置を講ずる。	「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら、逐次実施		逐次実施		(農林水産省) 麦政策については、「新たな麦政策大綱」に基づき、国内産麦の民間流通への円滑な移行及び定着を図るため、民間流通の仕組みを適切に運用するとともに、生産者の経営安定等のための助成措置など必要な措置を講じた。その結果、民間流通に順調に移行した(民間流通比率は99%)	
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	登録の実施、民間移行				(農林水産省) 平成16年1月末現在において、約760の民間検査機関が登録し、農産物検査を実施している。また、農産物検査員についても約10,500人の養成を行ったところであり、民営化移行計画に沿って着実な移行が図られている。	
農業生産法人制度 (農林水産省)	農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。	速やかに検証に着手	結論を得たものから逐次実施			(農林水産省) 平成15年9月15日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(平成15年法律第89号)において、認定農業者である農業生産法人に対する出資制限を緩和する農地法の特例措置が講じられ、農業生産法人が関連事業者等と連携して多様な経営展開を図ることがより容易となった。 また、平成13年3月から導入された株式会社形態の農業生産法人は、平成16年1月現在で70法人となっている。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
遺伝子組換え農産物に係る品質表示 （農林水産省）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準については、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心、国際的な規格の検討状況等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。見直しに当たっては、食品製造業者等に対して過度の負担を強いる基準とならないよう留意する。 <b>【農林水産省告示（平成13年9月、平成14年2月）】</b>	逐次実施			（農林水産省） 遺伝子組換え食品の表示については、 「食品の表示に関する共同会議」において、対象品目を1年ごとに見直す（平成15年度においては、新たな義務表示の対象品目の追加を行わないこととした）枠組みを確立するとともに、 平成15年7月に食品の表示を含む消費者行政を一体的に行う「消費・安全局」を設置し、 消費者の関心等を踏まえつつ、必要な見直しが行われる体制を確立した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
遺伝子組換え技術の環境安全性 （農林水産省）	農産物等に係る遺伝子組換え技術の環境に対する安全性については、国民の理解（パブリック・アクセプタンス）の確保を図るため、遺伝子組換え技術に関する情報公開、広く国民一般を対象とした会議の開催等、消費者の関心に的確にこたえる取組を推進する。	逐次実施			<p>（農林水産省）</p> <p>遺伝子組換え技術の環境に対する安全性については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制により生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が平成12年1月に採択され、それを受け「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が平成15年に成立し、国内法が整備された。また、農林水産省所管独立行政法人がカルタヘナ法に基づき承認された第1種使用規程に沿って実施する遺伝子組換え作物の栽培実験に関し、栽培実験上の留意点及び情報提供等を定めた第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を策定し、今後、栽培実験を行う際には、本指針に基づき栽培の1ヶ月前までに栽培実験計画書を策定・公表することとするなど、消費者の関心に的確にこたえる仕組みを構築した。</p> <p>遺伝子組換え農作物に関して、環境や健康等に与える影響など消費者の関心に的確に対応し、幅広い情報提供を行うため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオテクノロジー体験研修 高校生や教員を始め、広く一般市民を対象とし、つくば、岩手、京都、熊本において7月中旬～8月の間で実施。</li> <li>・メディエーター養成研修 一般消費者から説明を求められる自治体や流通関係業界の担当者を、知識や情報・意見の橋渡しをする者（メディエーター）として養成する研修を実施。</li> <li>・出前講義（実験） 中学、高校、大学、保健所等地域からの要請に対応した講義や実験を全国19カ所で実施。</li> </ul>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイテク市民フォーラム、展示会 京都(8月)、熊本(10月)、東京(11月)においてフォーラムを、また農林水産祭(東京ビッグサイト)、消費者の部屋(農林水産省)、ニッポン食育フェア(東京国際フォーラム)において展示会を開催。</li> <li>・ホームページやパンフレット配布を通じた情報提供</li> <li>・自治体、各種団体等主催の講演会やシンポジウム等への講師派遣消費者の部屋(農林水産省)、ニッポン食育フェア(東京国際フォーラム)において展示会を開催。</li> <li>・ホームページやパンフレット配布を通じた情報提供</li> <li>・自治体、各種団体等主催の講演会やシンポジウム等への講師派遣</li> </ul>	
国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認 (農林水産省)	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入したところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ検討・結論			(農林水産省) 甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ、検討を進めているところである。		
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し			(農林水産省) 生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直す。		
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	中山間地域等直接支払制度について、制度の的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	検証	検証結果 公表	検証	(農林水産省) 平成14年度までの実施状況について、第三者機関で検証し、その結果を平成15年6月30日に公表した。 なお、本制度については、検証結果等を踏まえて、平成16年度に制度の見直しを行うこととしている。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
土地改良制度 (農林水産省)	土地改良事業の適正かつ円滑な推進を通じて我が国農業の生産性の向上を図り、農業の体質強化を促進する等の観点から、国・県営土地改良事業の計画概要について地域住民等から意見を聴取する仕組みを導入する等、土地改良制度について見直しを行う。 【土地改良法の一部を改正する法律(平成13年法律第82号)】	法案成立、公布	措置済(4月施行)			
農地利用規制の適正化等による優良農地の保全 (農林水産省)	a 農地転用許可、農振農用地の線引きの運用の適正化を図るため、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用についての実態を把握するとともに、それを踏まえて、農地利用規制の適正化に向けて必要な措置を講ずるとともに、優良農地の保全の取組が強化される仕組みの構築について検討する。		検討開始	措置	(農林水産省) 市町村が条例に基づき策定する計画について、農用地区域の設定基準や農地転用許可基準に的確に反映させる措置等(農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第57号)及び農地法施行規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第58号))を講じた。(平成15年8月20日施行) また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用が適正かつ計画的に行われるよう、農業振興地域整備計画の適正な管理及び違反転用への適正な対応について通知を発出した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずる。		検討開始	措置	<p>（農林水産省）</p> <p>農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、農業委員会の議事録等がより容易に縦覧可能となるよう、インターネット等を活用するよう通知を发出した（平成16年3月）。</p> <p>農業委員会制度については、農業委員の選出方法等について検討を行い、現行制度の改正を行う法案提出を予定しているが、短期的な措置として農業委員会の審議の一層の透明化を図る観点から、以下のような農業委員会による情報公開の徹底及び意見内容の明確化に係る通知を发出した（平成16年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は農業振興地域整備計画を定めようとするときは、農業委員会の意見を聴くこととされているが、これは、農業委員会が農地の流動化等農地の利用関係の調整等の役割を担っているためであることを周知。</li> <li>農地区分の判断に際し、農業委員会の判断内容を明確化するための意見書の書式改正。</li> </ul>	
農協の事業運営の見直し （農林水産省）	a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。		検討開始・基本的方向について結論	逐次実施	<p>（農林水産省）</p> <p>農業協同組合法の一部を改正し、全国中央会に農協に対して行う指導事業の基本方針を策定することとした上で、当該基本方針に担い手たる農業者の利益を目指した事業活動の展開に関する事項を盛り込むことにより、農協の機能発揮に向けて事業の見直しを促進する。（農業協同組合法等の一部を改正する法律（案）を平成16年3月の閣議決定を経て今国会に提出）</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。		措置		農協の組合員の状況、員外利用率の状況等について調査を実施するとともに、平成15年3月に事務ガイドライン(平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知)を改正し、法令違反がある場合はこれを是正する旨の指導を徹底する措置を講じた。 また、平成15年5月及び8月に、員外利用率の状況等について調査を実施した。	
農協系統事業の見直し (農林水産省)	農協系統の広範な事業・組織の在り方について、抜本見直しを行い、信用・共済事業がない状態でも経営が成り立ち、組合員たる農業者(特に担い手農家)のメリットを大きくするような運営体制を確立する。このような体制作りを資するため、 a 共通経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底を図る。		措置(区分経理の配分基準の策定)	逐次実施(区分経理の徹底)	(農林水産省) 平成15年6月30日付け内閣府・農林水産省令第7号により農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正を行い、部門別損益計算書の事業区分を明確にするとともに、同年9月2日付けで事務ガイドラインを改正し、共通管理費の全額を改正後の命令により区分された各事業に配分するよう措置した。	
	b 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。		検討開始、基本的方向について結論	逐次実施	(農林水産省) (1) 共済事業については、農協系統における子会社を含めた一体的な事業実施体制の再構築への取組を踏まえ、農業協同組合法を改正し、事業の一層の健全性の確保や契約者の保護の充実を図るよう措置する。(農業協同組合法等の一部を改正する法律(案)を平成16年3月の閣議決定を経て今国会に提出) (2) 信用事業についてはペイオフ完全解禁を控えて、経営の一層の健全化を図るため、事業譲渡等による組織再編及び事業強化を促進した。その施策の一環として、農協・信連から農林中金等への信用事業譲渡に伴う登録免許税の軽減措置を17年度まで延長する等の措置を講じた。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
農協に対する行政関与 (農林水産省)	補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図る。		検討開始、基本的方向について結論	逐次実施	(農林水産省) 省内に設置した「農協と行政の関係検討チーム」において、補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図るため、平成16年度以降の新規の補助金については、交付先を農協システムに限定しない等の措置を講じた。また、関連制度については特段の問題はなかったが、今後新たに制度の企画・立案を行うに際しては適正なものとすることを確認するとともに、これらの内容を「農協と行政の関係についての検証・見直しについて(最終報告)」としてとりまとめ、新基本法農政推進本部に報告した(平成16年3月12日)。	
公正な競争条件の確保 (公正取引委員会、農林水産省)	a 協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図る。		検討開始	基本的方向について結論、逐次実施	(公正取引委員会) 全農、農協等の協同組織及び農業資材の流通業者等からヒアリング調査を実施したが、適用除外になっているため解消できない公正な競争を阻害する具体的な問題の把握には至らなかった。	
	b 不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。			逐次実施	(公正取引委員会) 引き続き励行する。	
	c 農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずる。		検討開始、基本的方向について結論	逐次実施	(農林水産省) 平成15年3月に事務ガイドラインの改正を行い、地区が重複する組合の設立認可の審査手続をより明確にした。こうした多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置が講じられていることについて、「平成15年度農協指導担当者会議(平成16年3月16日～17日開催)」をはじめ、様々な機会を通じ、組合設立認可事務担当者(各都道府県庁及び各地方農政局等の農協指導担当者)への周知徹底を図った。	

# イ 林業

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
森林計画制度 （農林水産省）	持続可能な森林経営を推進し、森林の多様な機能の持続的発揮を図るため、全国森林計画を変更するとともに、森林計画制度について、次の見直しを行う。 【森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号）】	措置済 （法律7月施行、 全国森林計画10月 変更）					
	a 地域の合意の下、重視すべき機能に応じた森林の区分を導入し、当該区分に応じて、針葉樹と広葉樹の特性もいかしつつ適切な森林施業を推進する。 【森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号）】	措置済 （法律7月施行、 全国森林計画10月 変更）					
	b 森林施業計画の認定要件を見直すとともに、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。あわせて、造林関係補助事業においても、これらの者を事業主体に追加する。 【森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号）、森林法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第304号）、（平成14年政令第142号）】	法案成立、公布・政令改正、公布	措置済（4月施行）				
	c 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	検討	検討	結論		（農林水産省） 平成15年度より、森林吸収量の報告・検証体制の整備に着手した（予算措置）。 森林による炭素吸収量の算定は、京都議定書等の規定により、透明かつ科学的検証が可能な手法で行うこととされており、この算定対象として認められている森林（1990年以降に必要な人為活動が行われた森林）の効果的評価手法等の整備を逐次実施していく。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	d 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	逐次実施（13年度より予算措置）			（農林水産省） 全国の森林を対象として継続的に実施している「森林資源モニタリング調査」の調査データの集計・分析、分析データを活用した森林の諸機能の評価、衛星データと組み合わせた森林動態変化の分析等を実施。	
林道の規格・構造 （農林水産省）	林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、間伐の促進等に資するため、林道の規格・構造の弾力化を検討する。 【林道規程の一部改正（平成14年林野庁長官通知）】	結論	措置済 （4月実施）			
保安林の指定施業要件 （農林水産省）	森林の多様な機能の持続的発揮に資するため、保安林の指定施業要件の基準を見直す。 【森林法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第304号）、平成13年農林水産省令】	政省令改正、公布	措置済（4月施行）			

## ウ 水産業

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
水産資源管理制度 （農林水産省）	循環型社会の構築等の観点から、水産資源の適切な保存及び管理と持続的利用を図るため、現行制度を見直し、広域的な海域における資源の管理に適切に対応し得る資源管理体制の整備等の所要の措置を講ずる。 【漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第91号）】	措置済 （10月、11月施行）				
漁業権の管理 （農林水産省）	漁業権制度について、次の見直しを行う。 a 特定区画漁業権の対象養殖業の見直し b 定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し c 漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し 【漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）】	措置済 （12月施行）				
漁業許可制度 （農林水産省）	漁業許可制度について、次の見直しを行う。 a 許可の承継に係る制限の緩和 【漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）】	措置済 （12月施行）				
	b 指定漁業と承認漁業の統合等の許可制度の見直し 【漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令（平成14年政令第1号）】	政令改正・公布	措置済（4月施行）			
	c 漁業の操業に係る規制の見直し	検討	措置済			
漁船管理制度 （農林水産省）	漁船建造に係る手続を迅速化し、漁業経営上の負担を軽減するため、漁業許可制度等との関係を考慮しつつ、漁船管理制度について、次の見直しを行う。 a 漁業の管理区分と漁船の確認の権限者を一致させる。 b 漁船の登録票等の検認期間を延長する。 c 都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め、所要の措置を講ずる。 【漁船法の一部を改正する法律（平成13年法律第110号）】	法案成立、公布	措置済（4月施行）			

## エ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
生鮮食料品流通制度 （農林水産省）	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面に対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論	（農林水産省） 卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進等の措置を講ずるとともに、卸売業者による機能・サービスに見合った卸売手数料の徴収を可能とすることを内容とする卸売市場法改正案を第159回通常国会に提出。		
競走馬の出走制限 （農林水産省）	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」（計画期間：平成12年～16年）に沿って着実に実行する。	計画実行			（農林水産省） 平成12年以降の出走制限緩和計画（計画期間：平成12年～16年）を着実に実行しているところである。		